

議案第41号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号)を次のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出
三宅町長 森田 浩 司

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号)の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

奈良県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

改正後	現 行
別表第 1(第 4 条関係)	別表第 1(第 4 条関係)
項目	項目
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
資格確認書等の引渡し	被保険者証及び資格証明書の引渡し
資格確認書等の返還の受付	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
保険料に関する申請の受付	保険料に関する申請の受付
上記事務に付随する事務	上記事務に付随する事務